

事業評価シート(扶助費等)

【一次評価】

		番号	1					
事業名称	家族介護用品購入費助成金		事業開始年度	平成12年度				
事業担当課	生活福祉部	福祉課	高齢者・介護係	内線 136				
根拠法令・要綱等	豊山町家族介護用品購入費助成に関する要綱(平成23.4.1施行) ※平成22年度まで 豊山町家族介護用品支給事業の実施及び運営に関する要綱、豊山町手数料条例(10%相当の手数料徴収)							
事業の目的・内容	加齢に伴い生活維持能力が低下した高齢者を常時在宅で介護している介護者が、介護負担の軽減のために要する家族介護用品(紙おむつ、パンツ、尿取パッド、使い捨て手袋、清拭タオル)を購入する際に必要とする経費の一部を予算の範囲以内で助成することで、介護者の在宅介護に係る経済的負担の軽減を図ることを目的とする。内容は、介護者の申請により、介護度に応じた限度額(要介護1・要支援その他→月額1500円、2・3→3375円、4・5→5625円)により家族介護用品支給券の支給を受けた後、町から指定を受けた民間事業者から介護用品を購入したときに、支給券を提示することで、その費用の100分の10を指定事業者へ支払い、残りの100分の90に相当する額を助成するものである。							
支給対象者	町内に居住する在宅の高齢者(要介護1～5、要支援1・2、その他要介助者)を常時自宅で介護している者							
所得制限	<input type="checkbox"/> 有り <input checked="" type="checkbox"/> 無し							
国、県及び他の市町村の状況等	小 牧 市→非課税世帯で同居 月額6,000円(クーポン券) 民間業者と委託 江 南 市→重度の要介護者 月額2,500円(助成券)現物支給 薬局等に委託 岩 倉 市→非課税世帯 在宅で介護している者 月額6,250円(利用券) 薬局 大 口 町→在宅で介護されている要介護3,4,5 月5,000円(助成金) 薬局・薬店 北名古屋市→要介護4,5 非課税世帯 上限月額75,000円 指定業者に委託 清 須 市→要介護3以上で常時伏臥しているもの 月額7,000円以内 (利用券) 薬局							
予算及び事業の実績	年度	当初予算額(千円)	財源(千円)			実 績		
			国庫支出金	県支出金	一般財源		決算額(千円)	支給人数
	国・県費対象分	単独分						
	H19	4,055			4,055	3,102	81人	81人
	H20	3,716			3,716	3,713	91人	91人
	H21	3,545			3,545	3,405	83人	83人
H22	4,063			4,063	4,063	97人	97人	
H23	3,506			3,506				
事業評価	扶助の必要性	介護サービスを利用している要介護認定者数360人中290人程度は在宅生活を送っている。高齢者の場合、住み慣れた地域で生活することが適切であり、一律に施設サービスへの移行を進めることができない状況にあっては、在宅介護を中心に据えた上で、介護者の負担を軽減するための在宅介護サービスの提供に努めることが重要と考えている。このためには、家族介護の経済的な面を含めた負担を軽減する家族介護用品支給事業は、継続する必要がある。						
	支給対象の妥当性	この事業では、被介護者が要介護、要支援、要介助者までの範囲で支給対象としているが、要介助者、要支援者である場合には、被介護者本人の日常生活上の支障を軽減するための予防給付サービス面の助成といえなくはない。しかし、家族介護者の軽減すべき介護負担度の較差は生じるものの、介護用品を利用する必要性からすれば、現行の支給対象は妥当と考えている。なお、この介護負担度の較差については、助成限度額の区分設定により支給量・助成額の調整を行っている。						
	支給金額の妥当性	近隣市町の月額支給状況から見ると妥当性があるものとする。						
	総合評価	<input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 拡充 <input type="checkbox"/> 廃止 <input checked="" type="checkbox"/> 見直し(縮小・休止・その他) コメント:在宅介護者の介護負担を軽減する観点からすれば、現行で支給対象としている範囲及び扶助の必要性は妥当である。しかし、介護者世帯の介護に係る経済的負担を軽減する観点からすれば、他の自治体でも行っている支給対象世帯に係る所得制限方式を実施する必要がある。						

【二次評価】

総合評価	<input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 拡充 <input type="checkbox"/> 廃止 <input checked="" type="checkbox"/> 見直し(縮小・休止・その他) コメント:経済的支援を目的とした事業であることから、所得制限を設けるべきである。
------	--

事業評価シート（扶助費等）

【 一次評価 】

							番号	2		
事業名称	障害者等福祉タクシー利用料金助成					事業開始年度	昭和56年度			
事業担当課	生活福祉部	福祉課	福祉・少子係		内線	130				
根拠法令・要綱等	豊山町障害者等福祉タクシー利用料金助成要綱									
事業の目的・内容	身体、知的及び精神に障害のある者並びに難病患者が、通院など日常生活上不可欠な外出や余暇活動等の社会参加のための外出などの移動支援を目的とし、タクシー及びリフト付タクシーを利用する場合、その料金の一部を助成することによって、障害者等の日常生活における支援するものである。事業内容は、申請により、タクシー券を年48枚（4枚×12月）を交付する。1枚の助成額は、基本料金500円～680円＋迎車料金200円（リフト付タクシーの場合は乗車1回につき600円×12枚を限度に利用できる。）であり、指定タクシー業者からの請求に基づき町が支払うことにより、利用助成を行うものである。									
支給対象者	町に住所を有する、身体障害者手帳1級～3級、療育手帳A・B（知能指数50以下）、精神障害者保健福祉手帳1級～3級を所持する者及びいわゆる難病のうち特定疾患治療研究事業実施要綱（厚生労働省）に規定する対象疾患に罹患している方を対象としている。									
所得制限	<input type="checkbox"/> 有り <input checked="" type="checkbox"/> 無し									
国、県及び他の市町村の状況等	県内46市町村で同様の福祉タクシー利用制度は実施されている。なお、事業内容としては、ほとんどの市町でタクシー券交付方式によるものであるが、障害者の手帳所持者の範囲の差異があるほか、一部市においては、タクシー券とガソリン券の交付の選択性をとっているところもある。また、近隣市町では、3市町（春日井市、北名古屋市、大口町）において、利用者に係る所得制限を行っているケースもある。									
予算及び事業の実績	年度	当初予算額 （千円）	財源（千円）				実績			
			国庫支出金	県支出金	一般財源		決算額（千円）	支給人数	支給件数 （利用枚数）	
	国・県費対象分	単独分								
	H19	1,440			1,440	1,053	181	1,258枚		
	H20	1,180			1,180	1,167	202	1,783枚		
	H21	1,234			1,234	1,007	204	1,553枚		
H22	1,263			1,263	1,052	221	1,515枚			
H23	1,248			1,248						
事業評価	扶助の必要性	障害をもつ方々の中には、付添者の支援がなければ外出できない方や移動手段さえ確保できれば、通院など日常生活上不可欠な外出や余暇活動等の社会参加のための外出も可能な方も多いため、できる限り居宅だけに孤立することなく、地域で自立した日常生活を送ることのできるよう支援を行うためには必要なタクシー券交付制度と考えている。								
	支給対象の妥当性	身体障害者手帳をもつ方の範囲として、肢体不自由、視覚障害では4級まで、療育手帳Cまで支給対象の範囲を拡大している市町（身体障害9市町、療育手帳6市町）もあり、また、精神障害保健福祉手帳の3級までを支給対象としている市町村は、豊山町を含め7市町村あり、おおむね支給対象の範囲では妥当性がある。								
	支給金額の妥当性	県内では豊山町の年48枚（4枚×12月）、基本料金500円～680円＋迎車料金200円の支給金額の範囲設定となっている。また、支給枚数は年24枚～年48枚交付の市町が大部分を占めていることから、おおむね妥当性がある。								
	総合評価	<input checked="" type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 拡充 <input type="checkbox"/> 廃止 <input type="checkbox"/> 見直し（縮小・休止・その他） コメント：障害をもつ方々の日常生活での外出機会の促進を図るために、公共交通機関以外の個々の移動手段を確保・支援するうえで扶助の必要性は認められる。また、近隣市町村の制度運営・支給状況からみても、支給対象の範囲、支給金額ともおおむね現行制度内容は妥当であり、継続とする。								

【 二次評価 】

総合評価	<input checked="" type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 拡充 <input type="checkbox"/> 廃止 <input type="checkbox"/> 見直し（縮小・休止・その他） コメント：障害者等の日常活動を支援するものであり、継続すべきである。
------	--

事業評価シート(扶助費等)

【一次評価】

				番号	3				
事業名称	障害(児)者手当				事業開始年度	昭和49年度			
事業担当課	生活福祉部	福祉課	福祉・少子係	内線	130				
根拠法令・要綱等	豊山町障害(児)者手当支給条例 豊山町障害(児)者手当支給規則								
事業の目的・内容	本町に居住する身体、知的又は精神に障害を有する者に対し、手当を支給することにより、心身及び精神の健全な育成と豊かな生活の維持安定に寄与することを目的とする。手当の支給は7月、11月、3月(当月までの前4か月分)の支払月3回に分けて支給する。支給する手当月額は、重度・中度障害者等5,000円/月、軽度障害者等1,500円/月としている。								
支給対象者	身体障害者手帳の交付を受け障害程度等級1級から6級までに該当する身体障害者、療育手帳AからCまでを有し知能指数が75以下の判定を受けた知的障害者、精神障害者保健福祉手帳1級から3級までに該当する者。								
所得制限	<input type="checkbox"/> 有り <input checked="" type="checkbox"/> 無し								
国、県及び他の市町村の状況等	○国:特別障害者手当(在宅の20歳以上の方で重度障害者)、所得制限あり、障害程度により月額26,340円が基本で、重複等重度障害程度により7,090円、1,090円の県加算がある。障害児福祉手当(在宅の20歳未満の方で重度障害者)、所得制限あり、月額14,330円が基本で、重複等重度障害程度により7,160円、1,160円の県加算がある。 ○県:在宅重度障害者手当(国の特別障害者手当及び障害児福祉手当受給者を除く重度障害者)、所得制限あり、月額16,100円、月額7,000円の区分がある。 ○その他市町村:県内全市町村で支給(ほとんどの市町村が身体、療育、精神の各手帳を所持する者に支給)、所得制限ありは18市町。								
予算及び事業の実績	年度	当初予算額(千円)	財源(千円)			実績			
			国庫支出金	県支出金	一般財源	決算額(千円)	支給(受給者)人数	支給件数	
					国・県費対象分				単独分
	H19	21,312				21,312	21,103	447	447
	H20	21,742				21,742	21,726	458	458
	H21	22,800				22,800	22,209	466	466
H22	22,565				22,565	22,565	482	482	
H23	22,830				22,830				
事業評価	扶助の必要性	障害があることにより働くことができない、十分な収入が得られない、又は障害者の介護・介助のための負担が多い等、地域で自立した生活の維持・安定に不安を抱えている世帯が多いため、公的扶助制度としての手当支給の必要性はある。							
	支給対象の妥当性	現行制度では、支給対象を重度・中度・軽度障害の手帳保有者全てを対象とする幅広い範囲としているが、支給金額での較差を設定していることからすれば妥当といえる。また、県内でも町同様に幅広く支給している事例が多い。しかし、県内18市町は所得制限を設けていることから、経済的支援という公的扶助の考え方も考慮する必要がある。							
	支給金額の妥当性	身体障害者手帳1級から3級、療育手帳A・B、精神障害者保健福祉手帳1・2級の重度・中度障害は月額5,000円、身体障害者手帳4級から6級、療育手帳C、精神障害者保健福祉手帳3級の軽度障害は月額1,500円であり、おおむね現行支給額が妥当と考える。ただし、他市町村の例からすると受給区分を重度・中度・軽度障害の3段階に細分化や重度障害への増額など額配分を検討する必要がある。							
	総合評価	<input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 拡充 <input type="checkbox"/> 廃止 <input checked="" type="checkbox"/> 見直し(縮小・休止・その他) コメント:国の特別障害者手当や県の在宅障害者手当のように重度障害者の生活の維持安定のための生活扶助面を重視した手当支給と同様に、障害者の福祉の向上を図るための町障害(児)者手当を支給している。しかし、扶助費という経済的支援という性格を踏まえて、各世帯の経済的基盤の強弱を考慮した所得制限の設定を行う必要がある。							

【二次評価】

総合評価	<input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 拡充 <input type="checkbox"/> 廃止 <input checked="" type="checkbox"/> 見直し(縮小・休止・その他) コメント:経済的支援を目的とした事業であることから、所得制限を設けるべきである。また、手当額について、障害の程度に応じ細分化することを検討すべきである。
------	--

事業評価シート(扶助費等)

【一次評価】

						番号	4		
事業名称		豊山町遺児手当			事業開始年度	昭和49年度			
事業担当課		生活福祉部	福祉課	福祉・少子係	内線	130			
根拠法令・要綱等		豊山町遺児手当支給に関する条例 豊山町遺児手当支給に関する規則							
事業の目的・内容		養育者を失った18歳以下の児童を援護し、健全な育成を助長し、福祉の増進を図ることを目的として、 町独自の遺児手当を支給する。手当の支給は、7月、11月、3月(当月までの4か月分)の3回の支払月に 支給する。手当月額は、遺児1人につき月5,000円としている。							
支給対象者		父又は母(両親を含む)の死亡、離婚、重度障害、1年以上の行方不明・遺棄、法令に基づく拘禁等の 状況にある遺児(18歳に達した日の属する年度の末日までの者とし、同日以後引き続いて中学校又は特 別支援学校の中学部に在学する者を含む。)を養育している者を支給対象としている。							
所得制限		<input type="checkbox"/> 有り <input checked="" type="checkbox"/> 無し							
国、県及び他の市町村の状況等		○国:児童扶養手当(18歳に達した日の属する年度の末日までの遺児を養育する者)所得制限あり、月 額1人目41,550円、2人目5,000円加算、3人目3,000円加算、その他所得により一部停止等の制限あり。 ○県:愛知県遺児手当(18歳に達した日の属する年度の末日までの遺児を養育する者で支給開始から5 年間)所得制限あり、児童1人につき1から3年目4,500円、4から5年目2,250円、6年目以降0円 ○その他市町村:県全市町村で支給実績あり。(18歳に達した日の属する年度の末日までの遺児を養育 する者が多数)であるが、所得制限、5年間支給の自治体もある。							
予算及び事業の実績		年度	当初予算額 (千円)	財源(千円)			実績		
				国庫支出金	県支出金	一般財源		決算額(千円)	支給(受給者)人数
		国・県費対象分	単独分						
		H19	15,000			15,000	13,880	146	242
		H20	15,000			15,000	14,330	144	241
		H21	15,000			15,000	14,525	157	251
H22	15,000			15,000	15,385	162	269		
H23	16,105			16,105					
事業評価	扶助の必要性	ここ数年間でも父母の離婚によるひとり親家庭が増加しており、このような家庭の生活安定と児童健全 育成のための経済的支援として、生活扶助としての手当支給の必要性がある。							
	支給対象の妥当性	県内のほとんどの自治体が、父又は母が死亡、離婚等、町の現行制度と同様の支給要件であり、支給 対象については妥当である。なお、一部の自治体では、障害児である場合は20歳までの支給もあるほ か、世帯の所得制限を設けている自治体もある。(所得制限を設けていない市町村は、豊山町を含め16 市町村)							
	支給金額の妥当性	県内では豊山町の支給額である月額5,000円と同額であるのは4市(所得制限あり)、その他の自治体 では、月額2,000円から4,500円までと支給額に幅がある。このため、支給金額については他の市町村と 比較して若干高めではあるが、おおむね妥当と考えている。							
	総合評価	<input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 拡充 <input type="checkbox"/> 廃止 <input checked="" type="checkbox"/> 見直し(縮小・休止・その他) コメント:ひとり親家庭の経済的な生活支援としての扶助制度として必要性はあり、また、支給対象の範 囲や支給金額でもおおむね妥当である。しかし、扶助費という経済的支援という性格を踏まえて、対象世 帯の経済的な自立度合を考慮した所得制限の設定を行なうことが適切である。							

【二次評価】

総合評価	<input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 拡充 <input type="checkbox"/> 廃止 <input checked="" type="checkbox"/> 見直し(縮小・休止・その他) コメント:経済的支援を目的とした事業であることから、所得制限を設けるべきである。
------	--

事業評価シート(扶助費等)

【一次評価】

番号	5
----	---

事業名称	長寿祝金		事業開始年度	昭和43年度以前から				
事業担当課	生活福祉部	福祉課	高齢者・介護係	内線	136			
根拠法令・要綱等	豊山町長寿祝金支給要綱							
事業の目的・内容	多年にわたり社会の進展に寄与した高齢者の長寿を祝うとともに、感謝の意を表すために長寿祝金として支給する。事業内容としては、毎年9月初旬に、満70歳(古希)、満77歳(喜寿)、満88歳(米寿)、満99歳(白寿)の節目年齢の者に10,000円、満100歳の節目年齢の者に100,000円を支給する。また、併せて、上記節目の年齢の者以外で75歳以上の者に5,000円を支給する。							
支給対象者	当該年の9月1日を基準日とし、基準日前1か月以上豊山町に居住している者で次の基準に該当する者(ただし、支給日の前日までに死亡又は転出した者を除く。) 1. 当該年の1月1日から12月31日までの間に、満70歳、満77歳、満88歳、満99歳及び満100歳の年齢に達する者 2. 1に該当するものを除き、当該年の1月1日から12月31日までの間に、年齢が満75歳以上に達する者							
所得制限	<input type="checkbox"/> 有り <input checked="" type="checkbox"/> 無し							
国、県及び他の市町村の状況等	○国→数え年100歳の高齢者に祝い状と銀杯 ○県→数え年100歳の高齢者に敬老祝い品贈呈 ○近隣市町村→北名古屋市が85歳以上の方に対して一律に5,000円支給 県内の他の市町村においては、対象節目年齢はさまざまであるが、節目年齢支給のみが多い。							
予算及び事業の実績	年度	当初予算額(千円)	財源(千円)			実績		
			国庫支出金	県支出金	一般財源		決算額(千円)	支給人数
	国・県費対象分	単独分						
	H19	7,905			7,905	7,680	1,246	1,246
	H20	7,815			7,815	7,465	1,243	1,243
	H21	7,785			7,785	7,540	1,240	1,240
H22	8,355			8,355	8,015	1,278	1,278	
H23	8,690			8,690				
事業評価	扶助の必要性	平成14年度当時、介護保険制度の導入にあたり、高齢者福祉のあり方として「措置」から「福祉サービス提供」への制度転換を契機に、これまでの70歳以上一律に「敬老金」として扶助していたものを、一旦、節目年齢に限定した長寿の祝いと、これまでの社会貢献に対する報償の意味を込めた制度とする予定であった。しかし、この考え方の転換に対する激変緩和を図るため、現行制度での「報償(節目)」と「扶助(一律)」の両趣旨を踏まえたものとし、10年間をかけ一律支給分を75歳以上に見直してきた。したがって、本来の事業目的とすれば、長寿祝金における扶助にあたる75歳以上の一律支給分は、必要性においての理由に乏しいと考えられる。						
	支給対象の妥当性	現行制度における節目年齢に限定した長寿の祝いと、これまでの社会貢献に対する報償の意味を込めた節目年齢の者については、支給対象として妥当性はあるが、75歳以上の一律支給対象については、その妥当性に疑問が残る。						
	支給金額の妥当性	国・県では祝い品等の現物支給のみであること、また、近隣市町の77歳以上の節目支給が多い状況である。現在、長寿祝金の支給対象について、一概に妥当性の可否を結論付けることはできないが、町のこれまでの老人福祉施策の継続性を重視したものとする。						
	総合評価	<input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 拡充 <input type="checkbox"/> 廃止 <input checked="" type="checkbox"/> 見直し (縮小・休止・その他) コメント: 町では、これまで敬老金として満70歳以上の5,000円支給部分を、平成14年の要綱改正により、段階的に75歳以上に支給となるよう、10年間かけて6月短縮を続け、平成23年度から75歳以上支給に到達した。しかし、今後の高齢者人口の増加や県内の節目支給がほとんどである状況(北名古屋市は85歳以上一律5,000円のみ)に鑑みると、満70歳(古希)を除く節目年齢(満77歳、満88歳、満99歳及び満100歳の者)を支給対象とすることが制度運営上、適切である。						

【二次評価】

総合評価	<input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 拡充 <input type="checkbox"/> 廃止 <input checked="" type="checkbox"/> 見直し (縮小・休止・その他) コメント: 長寿を祝うという観点からすると、一定年齢以上の全員に支給することは適当ではない。77歳以上の節目の年齢に限定して支給すべきである。
------	--

事業評価シート(補助費等)

【一次評価】							番号	6		
事業名称	福祉医療事業(障害者医療費)					事業開始年度	昭和48年度			
事業担当課	生活福祉部	住民課	国保医療係		内線	165				
根拠法令・要綱等	豊山町障害者医療費支給条例									
事業の目的・内容	通院・入院とも医療機関等における医療費窓口負担の無料化									
支給対象者	(1) 身体障害者障害程度等級表の1級から3級までに該当する身体障害者手帳所持者 (2) 身体障害者障害程度等級表の4級に該当する身体障害者手帳所持者で障害名が腎臓機能障害とされている者又は4級から6級までに該当する身体障害者手帳所持者のうち障害名が進行性筋萎縮症とされている者 (3) 児童相談所の判定した知能指数75以下の者(療育手帳A・B・C所持者。療育手帳Cは知能指数51から75までの者) (4) 自閉症の診療経験を有する医師により自閉症状群と診断された者 (5) 精神障害者手帳1～3級所持者 (6) 自立支援医療受給者 (7) 精神障害者と精神科の医師により診断された者									
所得制限	<input type="checkbox"/> 有り <input checked="" type="checkbox"/> 無し									
国、県及び他の市町村の状況等	県:町の助成事業に対し、県補助対象分の2分の1を補助している。県の補助対象者は、上記支給対象者(3)の知的障害者は療育手帳A・B保持者まで。(5)は精神障害者手帳1・2級保持者でかつ自立支援医療受給者(この助成対象医療は精神科疾患のみ)である者、(6)と(7)は補助対象外となっている。(1)(2)(4)は補助対象者。 他の市町村の状況:上記支給対象者の(1)(2)身体障害者についてはほとんど本町と同じである。(3)の知的障害で療育手帳C所持者を支給対象者としている市町村は本町以外は半田市のみ。精神障害者については、県下51の市町村が手帳3級所持者でかつ自立支援医療受給者を支給対象者としているが、助成対象医療はほとんどの市町村で全疾患ではなく精神科疾患のみとしている。全疾患を支給対象としているのは本町を始め6市町村となっている。(6)の自立支援医療受給者は県下46の市町村が支給対象者としているが、助成対象医療を全疾患としているのは本町のみ。(7)については本町の他にみよし市と豊根村が支給対象者としているが、助成対象医療を全疾患としているのは本町のみ。									
予算及び事業の実績	年度	当初予算額(千円)	財源(千円)				実績			
			国庫支出金	県支出金	一般財源		決算額(千円)	支給対象人数	支給延件数	
	国・県費対象分	単独分								
	H19	44,956	12,019	12,019	20,918	39,306	269	6,166		
	H20	40,575	10,730	10,730	19,115	38,554	273	6,068		
	H21	42,321	11,014	11,014	20,293	42,709	259	6,423		
H22	42,201	13,655	13,655	14,891	39,957	279	6,264			
H23	42,217	13,630	13,630	14,957						
事業評価	扶助の必要性	一定以上の身体的精神的ハンディを持つ障害者が、安心して医療を受けられるよう経済的負担を軽減する必要がある。								
	支給対象の妥当性	「国、県及び他の市町村の状況等」で示したとおり、本町の支給対象者及び助成対象医療費の範囲は県下市町村の中でもっとも広い。とりわけ知的障害者と精神障害者において顕著であり、これは知的・精神障害者の自立支援策の一環として医療費軽減対策を重点的に行ってきた結果といえる。しかしながら、身体障害者手帳4級から6級所持者は、支給対象者(2)に該当する方以外は対象外としていることに比べ、手帳所持にかかわらず知的・精神障害者はすべての方を支給対象者としており、制度全体における支給対象者のバランスを欠いている。								
	支給金額の妥当性	町の福祉医療受給者である社会的弱者(子ども、心身障害者、母子家庭等、後期高齢者)に対する医療機関等における窓口負担の全額助成は、受給者及びその世帯の経済的負担の軽減策として一貫性と妥当性がある。ただし精神障害者の助成対象医療が障害者自立支援医療(自己負担は1割)を適用した精神科疾患のみではなく全疾患としているのは妥当性を欠く。								
	総合評価	<input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 拡充 <input type="checkbox"/> 廃止 <input checked="" type="checkbox"/> 見直し (縮小・休止・その他) コメント:障害者等の医療に係る経済的負担の軽減は、障害者の健康維持・増進を図るため、安定的な制度の継続が必要である。ただし、制度内容のバランスを図るため、療育手帳C所持者及び精神科医師の診断書による支給対象者の認定を見直すこと、また支給対象者(6)の助成対象医療を全疾患ではなく精神科疾患のみとする見直しが必要と考える。								

【二次評価】

総合評価	<input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 拡充 <input type="checkbox"/> 廃止 <input checked="" type="checkbox"/> 見直し (縮小・休止・その他)
	コメント:障害者に対する助成は必要であるが、障害の種類による格差を縮小するため、精神障害者について、診断書のみの場合には助成対象外とするともに、手帳を持たない自立支援医療受給者の場合は助成対象を精神疾患による通院医療に限定すべきである。

事業評価シート(扶助費等)

【一次評価】

		番号	7						
事業名称	福祉医療事業(子ども医療費)		事業開始年度	昭和48年度					
事業担当課	生活福祉部	住民課	国保医療係	内線 165					
根拠法令・要綱等	豊山町子ども医療費支給条例								
事業の目的・内容	通院・入院とも医療機関等における医療費窓口負担の無料化								
支給対象者	出生の日から、15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者を扶養している保護者								
所得制限	<input type="checkbox"/> 有り <input checked="" type="checkbox"/> 無し								
国、県及び他の市町村の状況等	県:町の助成事業に対し、県補助対象分の2分の1を補助している。県の補助対象者は、通院医療費は就学前の子ども、入院医療費は中学3年生までとしている。 他の市町村の状況:県内の31の市町村が本町と同じ内容となっている。								
予算及び事業の実績	年度	当初予算額(千円)	財源(千円)			実績			
			国庫支出金	県支出金	一般財源		決算額(千円)	支給対象人数	支給延件数
	国・県費対象分	単独分							
	H19	52,233		16,885	16,885	18,463	40,870	1,047	20,226
	H20	36,121		16,160	16,160	3,801	36,187	2,022	20,654
	H21	60,133		17,566	17,566	25,001	60,711	2,185	31,795
H22	61,615		17,477	17,477	26,661	67,522	2,109	36,740	
H23	67,966		20,288	20,288	27,390				
事業評価	扶助の必要性	次代を担う子どもの健康維持・増進、また少子化対策、子育て支援対策の一環として、子どもの医療費の経済的負担を軽減する必要がある。							
	支給対象の妥当性	通院入院とも中学3年生までの医療費の無料化は、子ども医療費助成制度の一定程度の到達点と考える。							
	支給金額の妥当性	町の福祉医療受給者である社会的弱者(子ども、心身障害者、母子家庭等、後期高齢者)に対する医療機関等における窓口負担の全額助成は、受給者及びその世帯の経済的負担の軽減策として一貫性と妥当性がある。							
	総合評価	<input checked="" type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 拡充 <input type="checkbox"/> 廃止 <input type="checkbox"/> 見直し(縮小・休止・その他) コメント:子どもの医療に係る経済的負担の軽減は、子どもの健康維持・増進、子育て支援及び少子化対策を図るため、安定的な制度の継続が必要である。							

【二次評価】

総合評価	<input checked="" type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 拡充 <input type="checkbox"/> 廃止 <input type="checkbox"/> 見直し(縮小・休止・その他) コメント:経済的な支援に加えて少子化対策及び子育て支援策としての性格を持つ事業であり、継続すべきである。
------	--

事業評価シート(補助費等)

【一次評価】

番号	8
----	---

事業名称	福祉医療事業(母子家庭等医療費)	事業開始年度	昭和53年度
事業担当課	生活福祉部 住民課 国保医療係	内線	165

根拠法令・要綱等 豊山町母子家庭等医療費支給条例

事業の目的・内容 通院・入院とも医療機関等における医療費窓口負担の無料化

支給対象者 国民健康保険及び社会保険各法による被保険者、組合員、加入者及び被扶養者で次のいずれかに該当するもの
 (1) 配偶者のない女子で18歳以下の者を現に扶養している者
 (2) 配偶者と死別した男子であって、現に婚姻をしていないもの及びこれに準ずる次に掲げる男子で児童を現に扶養している者
 ア 離婚した男子であって現に婚姻をしていない者
 イ 配偶者の生死が明らかでない者
 ウ 配偶者から遺棄されている者
 エ 配偶者が海外にあるためその扶養を受けることができない者
 オ 配偶者が精神又は身体の障害により長期にわたって労働能力を失っている者
 カ 配偶者が法令により長期にわたって拘禁されているためその扶養を受けることができない者
 キ 婚姻によらないで父となった男子であって、現に婚姻をしていない者

所得制限 有り 無し

国、県及び他の市町村の状況等 県:町の助成事業に対し、県補助対象分の2分の1を補助している。県の補助対象者は、児童扶養手当を準用した所得制限あり
 他の市町村の状況:「所得制限なし」は本町を始め清須市、北名古屋市、扶桑町、飛鳥村の5市町村のみ

年度	当初予算額 (千円)	財源(千円)				実績		
		国庫支出金	県支出金	一般財源		決算額(千円)	支給対象人数	支給延件数
				国・県費対象分	単独分			
H19	13,663		6,509	6,509	645	11,214	360	4,079
H20	12,496		5,737	5,737	1,022	10,731	332	3,901
H21	11,271		5,111	5,111	1,049	11,604	363	4,165
H22	11,716		5,314	5,314	1,088	11,147	355	4,387
H23	11,409		5,242	5,242	925			

事業評価
 必要性 相対的に見て所得が低く、生活的支援が必要な母子父子家庭が、安心して医療を受けられるよう経済的負担を軽減する必要がある。
 支給対象の妥当性 母子家庭等医療費の助成は経済的負担の軽減が主たる目的であることから、県制度に準じて所得制限を設けることが妥当である。
 支給金額の妥当性 町の福祉医療受給者である社会的弱者(子ども、心身障害者、母子家庭等、後期高齢者)に対する医療機関等における窓口負担の全額助成は、受給者及びその世帯の経済的負担の軽減策として一貫性と妥当性がある。
 総合評価 継続 拡充 廃止 見直し(縮小・休止・その他)
 コメント:母子家庭等医療に係る経済的負担の軽減は、母子家庭等の生活支援及び健康維持・増進を図るため、安定的な制度の継続が必要である。ただし県制度に準じた所得制限を設けることとする。

【二次評価】

総合評価 継続 拡充 廃止 見直し(縮小・休止・その他)
 コメント:経済的支援を目的とした事業であることから、所得制限を設けるべきである。

事業評価シート(扶助費等)

【一次評価】

		番号	9					
事業名称	福祉医療事業(後期高齢者医療費)		事業開始年度	平成20年度				
事業担当課	生活福祉部	住民課	国保医療係	内線 165				
根拠法令・要綱等	豊山町後期高齢者医療費給付要綱							
事業の目的・内容	通院・入院とも医療機関等における医療費窓口負担の無料化							
支給対象者	後期高齢者医療(75歳以上の高齢者及び65歳以上で一定の障害のある方)に加入している者 で、以下に該当する者 (1)豊山町の福祉医療受給資格者 (2)ひとり暮らし (3)戦傷病者手帳所持者 (4)ねたきり・認知症高齢者 (5)結核命令入所患者・精神障害措置入院者							
所得制限	<input checked="" type="checkbox"/> 有り 上記(2)(3)(4)は所得制限有り。(2)(4)は主たる生計維持者が市町村民税非課税の者であること。(3)は障害者福祉手当所得制限額を準用する。 <input type="checkbox"/> 無し							
国、県及び他の市町村の状況等	県：町の助成事業に対し、県補助対象分の2分の1を補助している。県の補助対象者は、支給対象者(2)のひとり暮らしは対象外となっている。 他の市町村の状況：県内45の市町村で「ひとり暮らし」を支給対象者としている。							
予算及び事業の実績	年度	当初予算額(千円)	財源(千円)			実績		
			国庫支出金	県支出金	一般財源		決算額(千円)	支給延人数
	国・県費対象分	単独分						
	H19							
	H20	18,172	5,986	5,986	6,200	23,755	230	4,103
	H21	25,588	8,617	8,617	5,518	22,006	228	4,486
H22	21,884	10,421	10,421	1,006	21,938	219	4,387	
H23	21,848	9,587	9,587	2,674				
事業評価	扶助の必要性	75歳以上で一定の障害を持っている方やひとり暮らし、ねたきり・認知症の方など身体的精神的ハンディを持つ高齢者が、安心して医療を受けられるよう経済的負担を軽減する必要がある。						
	支給対象の妥当性	県制度と比較すると「ひとり暮らし」を町単独分として支給対象者としている。県は後期高齢者医療費給付制度に改正(平成20年度)される前の福祉給付金制度では「ひとり暮らし」を支給対象者としていた経緯があるため、県下53のうち45の市町村は引き続き支給対象としている。このような状況から概ね妥当な水準と考える。						
	支給金額の妥当性	町の福祉医療受給者である社会的弱者(子ども、心身障害者、母子家庭等、後期高齢者)に対する医療機関等における窓口負担の全額助成は、受給者及びその世帯の経済的負担の軽減策として一貫性と妥当性がある。						
	総合評価	<input checked="" type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 拡充 <input type="checkbox"/> 廃止 <input type="checkbox"/> 見直し(縮小・休止・その他) コメント：後期高齢者で一定の障害を持っている方等の医療に係る経済的負担の軽減は、高齢者の健康の維持・増進を図るため、安定的な制度の継続が必要である。						

【二次評価】

総合評価	<input checked="" type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 拡充 <input type="checkbox"/> 廃止 <input type="checkbox"/> 見直し(縮小・休止・その他) コメント：高齢でかつ障害等を持つ方に対する支援であり、継続すべきである。
------	--

事業評価シート(扶助費等)

【一次評価】

				番号	10			
事業名称	福祉医療事業(入院時食事療養費)				事業開始年度	平成6年度		
事業担当課	生活福祉部	住民課	国保医療係	内線	165			
根拠法令・要綱等	豊山町入院時食事療養費支給要綱							
事業の目的・内容	入院時における食事療養費標準負担額の無料化(現金給付)							
支給対象者	町の福祉医療受給資格者							
所得制限	<input type="checkbox"/> 有り <input checked="" type="checkbox"/> 無し							
国、県及び他の市町村の状況等	<p>国・県:入院時の食事代は「療養の給付」に含められていたが、入院患者と在宅で療養している患者との間の費用負担の不均衡を是正するため「入院時食事療養費」として平成6年度に設けられた。県はこれまで福祉医療の支給対象となっていた食事代が、入院時食事療養費の制度化によって支給対象外となることから、市町村が実施する食事療養費標準負担額の助成にかかる経費の2分の1を平成11年度まで補助した。</p> <p>他の市町村の状況:県の廃止後、県内の他の市町村も順次廃止しており、現在県内で実施しているのは豊山町のみ(北名古屋市は未就学児のみを対象に実施)となっている。</p>							
予算及び事業の実績	年度	当初予算額(千円)	財源(千円)			実績		
			国庫支出金	県支出金	一般財源	決算額(千円)	支給延人数	支給延件数
					国・県費対象分			
	H19							
	H20	5,387			5,387	4,770	197	197
	H21	5,158			5,158	5,606	214	214
H22	5,650			5,650	6,248	223	223	
H23	6,287			6,287				
事業評価	扶助の必要性	入院時食事療養費は、入院患者と在宅で療養している患者との間の費用負担の不均衡を是正するために設けられた制度であることから、入院する方が負担すべきと考える。						
	支給対象の妥当性	すべての福祉医療受給者を対象として廃止することは妥当である。						
	支給金額の妥当性	福祉医療受給者の食事療養費標準負担額の全額助成を廃止することは妥当である。						
	総合評価	<input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 廃止 <input type="checkbox"/> 見直し(縮小・休止・その他) コメント:入院時食事療養費は、入院患者と在宅で療養している患者との間の費用負担の不均衡を是正するために設けられた制度であることから、食事療養費標準負担額の全額助成を廃止すべきと考える。						

【二次評価】

総合評価	<input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 廃止 <input type="checkbox"/> 見直し(縮小・休止・その他) コメント:食事代の負担は入院に伴って発生するものとは言えず、また、在宅療養者との公平性を保つ観点からも廃止すべきである。
------	--

事業評価シート(扶助費等)

【一次評価】

							番号	11		
事業名称		要保護準要保護児童生徒就学援助費				事業開始年度		詳細時期不明		
事業担当課		教育部		学校教育課		学校教育係		内線	342	
根拠法令・要綱等		豊山町就学援助費交付要綱								
事業の目的・内容		就学援助制度は、憲法第26条(「すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。」を保障することを目的とした制度であり、経済的な理由により就学が困難な、義務教育課程にある児童生徒の保護者の方に学用品費・給食費・修学旅行・学校給食費など、就学費用の一部を援助するもの。								
支給対象者		町内に住所を有し、かつ、その児童生徒が豊山町立小学校又は中学校に在学する保護者で生活保護法第6条第2項に規定する要保護者及び生活保護法第6条第2項に規定する要保護者に準ずる程度に困窮していると認められた者を対象としている。準要保護者とは、①生活保護の廃止・中止された者、②町民税が非課税又は減免された者、③個人の事業税が減免された者、④固定資産税が減免された者、⑤国民年金の保険料が減免された者、⑥国民健康保険料が減免又は徴収を猶予された者、⑦児童扶養手当の支給を受けた者、⑧生活福祉資金貸付制度による貸付けを受けた者、⑨その他経済的な理由により就学が困難な者としている。								
所得制限		<input checked="" type="checkbox"/> 有り ⑨の該当者は、当該世帯の前年収入が生活保護基準額の概ね1.2倍以下の者。生活保護基準額の算定式は下記のとおり。 <input type="checkbox"/> 無し (生活扶助(3類)+期末一時扶助+教育扶助)×1.2+住宅扶助(1.3倍認定額)+母子加算								
国、県及び他の市町村の状況等		国は、市町村が実施する就学援助事業のうち、要保護者に対して行う事業に要する経費について補助を行っている。しかし、準要保護者に対して行う事業に要する経費の補助については平成17年度より税源移譲を行った上で廃止された。一方、平成22年4月改正で要保護者に対し生徒会費・PTA会費等の費目が追加され、周辺自治体の一部でも支給されている。								
予算及び事業の実績		当初予算額(千円)		財源(千円)				実績		
				国庫支出金	県支出金	一般財源		決算額(千円)	支給人数(保護者数)	支給件数(児童・生徒数)
		国・県費対象分	単独分							
		H19	7,811	0	0	0	7,811	6,378	67	99
		H20	6,800	0	0	0	6,800	2,489	62	89
		H21	2,989	0	0	0	2,989	3,053	77	111
H22	3,513	0	0	0	3,513	3,150	80	122		
H23	3,938	0	0	0	3,938					
事業評価	扶助の必要性	学校教育法第19条は、「経済的理由によって、就学困難と認められる学齢児童又は学齢生徒の保護者に対しては、市町村は必要な援助を与えなければならない」としているため。								
	支給対象の妥当性	準要保護者の認定については、生活保護法第6条第2項に規定する要保護者に準ずる程度に困窮していると認められた者、又は世帯の前年所得額を基に就学援助認定基準額を求め、その額が生活保護基準額の1.2倍以下の者を「要保護者に準ずる程度に困窮している」と判断している。これらの対応は周辺自治体も概ね同様の対応をしている。								
	支給金額の妥当性	準要保護者に対する補助額は、学校において児童・生徒が等しく就学を受けるための経費は同様であるとの判断により要保護者と同額を支給している。これらの対応は周辺自治体も基本的には同様である。								
	総合評価	<input checked="" type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 拡充 <input type="checkbox"/> 廃止 <input type="checkbox"/> 見直し(縮小・休止・その他) コメント: 小学校・中学校に就学する児童・生徒が学校で等しく勉強できるよう、経済的な理由により学用品費や給食費等の支払いに困っている家庭に対して支援していくことは必要であり、就学援助制度が教育費の負担軽減に寄与しているものと認識している。 平成22年4月から要保護者世帯の就学援助費にPTA会費・生徒会費等が対象となり準要保護者も支給対象とした自治体もあるが、本町は支給しておらず今後の課題である。								

【二次評価】

総合評価		<input checked="" type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 拡充 <input type="checkbox"/> 廃止 <input type="checkbox"/> 見直し(縮小・休止・その他) コメント: 低所得世帯の児童・生徒の就学を支援する事業であり、継続すべきである。なお、助成対象経費については、児童・生徒の負担の実態を踏まえた上で、必要に応じて追加も検討すべきである。								
------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--